

議案第78号

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、租税特別措置法の一部改正に鑑み、本市における雇用機会の創出、事業機会の増大及び税源のかん養を図り、もって本市経済の活力の向上及び豊かな市民生活の実現に寄与するため、認定事業者に対する市税の特例措置等の適用期限を延長する必要があるによる。

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部を改正する
条例

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例（平成28年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。